

自己資本の構成に関する開示事項

みずほ銀行【連結】
2023年6月末

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2023年6月末	2023年3月末	別紙様式第 十四号 (CC2)の参 照項目
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	6,916,327	6,707,537	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,587,840	3,587,840	
2	うち、利益剰余金の額	3,328,487	3,636,046	
1c	うち、自己株式の額(Δ)	-	-	
26	うち、社外流出予定額(Δ)	-	516,349	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	-	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	714,820	531,857	(a)
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	482	444	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	7,631,630	7,239,838	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	306,033	298,508	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	10,964	11,218	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	295,069	287,290	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	6,876	5,807	
11	繰延ヘッジ損益の額	Δ 458,635	Δ 403,331	
12	適格引当金不足額	-	-	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	48,595	43,298	
15	退職給付に係る資産の額	393,376	422,002	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。)に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に 該当するものに 関連するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。)に関連するものの額	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
27	その他Tier1 資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ)	296,246	366,286	
普通株式等Tier1 資本				
29	普通株式等Tier1 資本の額(イ)-(ロ)(ハ)	7,335,383	6,873,552	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	1,485,000	1,485,000	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	10,201	10,028	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に 含まれる額	/	/	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	/	/	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する 資本調達手段の額	/	/	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(ニ)	1,495,201	1,495,028	
その他Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	12,000	12,000	
42	Tier2 資本不足額	-	-	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	12,000	12,000	
その他Tier1 資本				
44	その他Tier1 資本の額(ニ)-(ホ)(ヘ)	1,483,201	1,483,028	
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額(ハ)+(ヘ)(ト)	8,818,585	8,356,581	

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2023年6月末	2023年3月末	別紙様式第 十四号 (CC2)の参 照項目
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,281,368	1,395,496	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	2,026	2,020	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	/	/	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	/	/	
	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	/	/	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	88,987	108,301	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	5,853	5,191	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	83,134	103,110	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,372,382	1,505,818	
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC 関連調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC 関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC 関連調達手段の額	93,635	92,662	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	93,635	92,662	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	1,278,746	1,413,156	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	10,097,332	9,769,737	
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	68,616,855	65,371,848	
連結自己資本比率 (7)				
61	連結普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	10.69%	10.51%	
62	連結Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.85%	12.78%	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	14.71%	14.94%	
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	356,091	324,584	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	261,700	254,779	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	496,053	564,821	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	5,853	5,191	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	47,276	42,344	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	83,134	103,110	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	349,034	333,948	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	/	/	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	/	/	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	/	/	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	/	/	